





1 説明文

(1) この図は、「(2)基本事項」中「(4)条例指定河川」について、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)による浸水が想定される区域(以下、「洪水浸水想定区域」という。)と浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。なお、図面には、水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項に基づき洪水浸水想定区域を指定した「(2)基本事項」中「(5)水防法指定河川」について、指定の区域と浸水した場合に想定される水深を表示しています。

(2) この洪水浸水想定区域図は、公費時点の「(2)基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨により「(2)基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」が氾濫した場合に想定される浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

(3) なお、このシミュレーションにあたっては、「(2)基本事項」中「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川からの氾濫シミュレーションの前提となる降雨を想定する規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域図に示されていない区域においても浸水が発生する場合があります。想定される水深が実際の浸水の浸水と異なる場合があります。

2 基本事項

(1) 作成年度 長瀬集 月 日

(2) 指定の日付 令和元年 月 日

(3) 指定の根拠法令 河川法第38条第1項

(4) 条例指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(5) 水防法指定河川 千種川水系千種川、佐用川、志文川

(6) 関係市町 相生市、赤穂市、上郡町、佐用町、たつの市、兵庫県

(7) その他計算条件等

① この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」で洪水・浸水・破壊した場合の洪水浸水想定区域を示しています。このため、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」以外の河川・水路が洪水・浸水・破壊した場合の浸水状況は図示していません。

② この図は、「(4)条例指定河川」及び「(5)水防法指定河川」の指定する区域においては、危険となる水位に達した時点で破壊させ、浸防が早い区域においては洪水をせき止めたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。

③ 氾濫計算は対象区域を25mのメッシュに分割して、これを1単位として計算しており、またこのメッシュの境界線は等高線と一致するものではありません。このため地形による影響が表れていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュごとの想定浸水水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性を、連続等高線法(道路や鉄道等の壁)を考慮して図示しています。また、浸水想定区域は計算メッシュごとの最大浸水水位から、メッシュの境界線を差し引いたものを最大浸水水位として図示しています。



